

# 住宅用県産材高騰対策緊急支援事業費補助金実施要領

令和4年6月30日 県流第225号林政部長通知

令和5年1月25日 県流第599号改正

## (目的)

第1条 県産材価格の高騰などによる住宅価格の上昇により木造住宅着工数の減少が懸念されていることから、木造住宅着工数を下支えするとともに、県産材需要の確保を目的とし、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年4月1日施行）により産地、合法性を証明された木材（以下、「ぎふ証明材」という。）、ぎふ性能表示材推進制度実施要領（平成22年6月11日施行。以下「性能表示制度」という。）により認証された木材（以下、「ぎふ性能表示材」という。）又はJAS（日本農林規格）製品を構造材等に一定量以上使用した住宅を建築する事業者に対し、県産材価格上昇分を値引きする経費として予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

その取扱いは岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 申請住宅

当補助金の交付を受ける対象として申請した住宅

(2) 申込者

補助金の交付を受けようとする工務店等

(3) 補助住宅

当補助金の交付を受ける対象となった住宅

(4) 構造材

①柱材 柱、束に使用される部材

②土台 土台、大引に使用される部材

③横架材 梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(5) 羽柄材

筋かい、垂木、間柱、根太などの構造材以外に使用される下地用の部材

(6) 構造用合板

床、天井、壁の構造耐力上主要な下地部分に使用される合板資材

(7) 内装材

住宅内部の床面、壁面および天井面に内装仕上げとして使用される資材

(8) 工事着手

工事着手日は建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号、以下「建築基準法」という。）第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅等については、同法第6条第4項の規定による確認済証交付日とする。なお、同法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が不要な住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の提出日とする。

(9) 事業完了

事業完了日は、当補助金の交付を受けるため申請する対象部材の木工事の完了後で、次のい

ずれか遅い日とする。

①補助対象となる部材の代金について木材事業者等に支払いを完了した日

②建築主との工事契約において実績報告書に記載する補助金額分を減額した日、又は建築主に対し実績報告書に記載する補助金額分を金融機関を経由して振り込んだ日

(補助金交付対象者等の要件)

第3条 補助金の交付対象者は、次の第2項に該当する住宅を建設する県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する事業者とし、かつ第4項の条件に該当するものを対象とする。

2 次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 令和4年7月1日以降に工事着手し、令和5年9月29日までに事業完了する住宅

(2) 建築主が自ら又は家族が居住するため県内又は県外に新築する一戸建て木造住宅

(3) 次の木材使用量の条件を満たす住宅

「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」(以下、「性能表示材」という。)を構造材の60%以上に使用すること。

3 前項(3)に規定する構造材について、性能表示制度の対象とならない形状又は規格による場合はぎふ証明材とする。

4 次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 第4条で求める1棟当たりの補助金の合計額が40万円以上となること。

(2) 補助金額分について変更契約又は金融機関を経由した振込により建築主に対して全額還元すること。

(3) 申込者はぎふの木で家づくり協力工務店(以下、「協力工務店」という。)に認定されている者、又は当事業実施後、協力工務店の認定を受ける者とする。

(4) 国又は岐阜県が行う、補助金交付の対象が同一である他の補助金及び利子補給金等を受けていないこと。ただし、本事業との併用が認められている助成制度を受ける場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象部材について、別表1に定める補助単価と対象木材の使用量により積算した合計額とし、補助限度額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 第3条の要件に該当する住宅において、補助金の交付を受けようとする者は、申請住宅にかかる工事着手日から申請住宅の交付申請を提出することができる。

2 交付申請の期間は、令和4年7月1日から令和5年1月31日までとする。

3 交付申請書を提出する者は、前項の交付申請期間内に、交付申請書(様式第1号)に別表2に定める書類を添付し、申請する住宅の所在地が県内の場合はその住所地を所管する農林事務所長(以下「所長」という。)に、県外の場合は、知事に提出するものとする。

4 知事又は所長は、前項により提出された交付申請書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該交付申請書に受付番号と受付年月日を記入し、受理印を押す。

5 所長は受理した交付申請書の内容を翌日までに申込者管理表(様式第2号)により課長へ報告するものとする。

6 所長は、交付申請書を取りまとめ、速やかに県産材流通課長(以下、「課長」という。)へ提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、規則第5条第1項により事業主体に補助金の交付決定（様式第3号）を行う。

- 2 知事は、補助住宅として採択されなかった申込者に対して、補助住宅の不採択を通知（様式第4号）するものとする。
- 3 課長は、前2項の結果を補助住宅交付決定状況報告（様式第5号）により所長に通知するものとする。

（申請内容等の変更）

第7条 交付申請書に記載されている事項に次の重要な変更が生じた場合には、変更交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の増
  - (2) 補助対象経費の20%を超える減
  - (3) 補助住宅の建築主が変更になった場合（建築主が連名であったものをどちらか1名にした場合を除く）
- 2 交付申請書に記載されている事項に軽微な変更（前項に規定する重要な変更以外の申請内容の変更）が生じた場合には、軽微変更届（様式第6号）を提出するものとする。
  - 3 補助要件を満たさなくなった場合は、補助住宅申請取り下げ書（様式第13号）を提出するものとする。
  - 4 令和5年3月1日以降、補助対象経費の増額はできないものとする。ただし、令和5年3月31日までに事業完了し次条に規定する実績報告書を提出する住宅については、予算の範囲内で増額できるものとする。

（実績報告）

第8条 第3条の要件に該当する住宅において、申込者は事業完了後、実績報告書（様式第8号）に別表3に定める書類を添付し、第5条第3項に定める者に提出しなければならない。なお、郵送で提出する場合、簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で提出すること。

- 2 実績報告書の提出期間は、令和5年9月29日までとする。
- 3 所長又は課長は、第1項により提出された実績報告書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該実績報告書に受付番号と受付年月日を記入し、受理印を押す。
- 4 所長は受理した実績報告書の内容を翌日までに申込者管理表（様式第2号）により課長へ報告するものとする。
- 5 所長は、実績報告書、確認調書を取りまとめ、速やかに課長へ提出するものとする。

（事業内容の確認）

第9条 知事又は所長は第8条第1項に定める実績報告書の受理後、別に定める確認要領（以下「確認要領」という。）により書類確認及び必要に応じて現地確認を行うものとする。

- 2 申込者は現地確認に立ち会うものとする。
- 3 確認要領第2条第2項に規定する確認者（以下「確認者」という。）は、実績報告書を受理後すみやかに現地確認の日程を決定するものとする。
- 4 確認者は、事業確認後、事業確認調書（様式第10号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条の事業内容の確認をした結果、補助住宅として適当であるとの報告のあった申請住宅に対し、補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項により額を確定した申請住宅の申込者に対し、知事は、規則第14条の規定により補助金の額の確定を通知（様式第11号）するものとする。

(補助金の請求・支払)

- 第11条 申込者は、第10条の額の確定の通知を受けた場合、別に定める期日までに補助金交付請求書(様式第12号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、申込者から前項の補助金交付請求書(様式第12号)の提出があった場合、受理した日から15日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第12条 申込者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し、不正な行為があった場合、知事は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

- 第13条 申込者は当該事業の遂行にあたり県に全面的に協力するものとする。
- 2 補助金の交付を受けたものは、県産材の利用拡大のため、県からの県産材や木造住宅に関するアンケートへの協力、補助対象となった木造住宅に関する情報提供等に協力するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月25日から施行する。

別表1（第4条関連）補助単価、対象木材及び補助限度額

対象部材	補助単価※	対象木材	補助限度額								
柱材	45千円/m <sup>3</sup>	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品※	1棟当たり 1,000千円								
土台	40千円/m <sup>3</sup>										
横架材	20千円/m <sup>3</sup>										
羽柄材	30千円/m <sup>3</sup>	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品※又は ぎふ証明材									
構造用合板	28千円/m <sup>3</sup>	ぎふ証明材かつJAS製品									
内装材	0.5千円/m <sup>2</sup>	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品※又は ぎふ証明材									
※JAS製品のうち補助対象となる種別は以下のとおり <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>部材名</th> <th>JAS製品の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造材（横架材）</td> <td>機械等級区分構造用製材、構造用集成材</td> </tr> <tr> <td>構造材（横架材以外）</td> <td>人工乾燥構造用製材、構造用集成材</td> </tr> <tr> <td>内装材</td> <td>人工乾燥造作用製材、造作用集成材</td> </tr> </tbody> </table>				部材名	JAS製品の区分	構造材（横架材）	機械等級区分構造用製材、構造用集成材	構造材（横架材以外）	人工乾燥構造用製材、構造用集成材	内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材
部材名	JAS製品の区分										
構造材（横架材）	機械等級区分構造用製材、構造用集成材										
構造材（横架材以外）	人工乾燥構造用製材、構造用集成材										
内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材										

※補助単価はウッドショック前（令和3年2月）とウッドショック後（令和4年4月）価格調査による価格上昇分の2分の1相当額

別表2（第5条関連）交付申請書の提出

交付申請書（様式第1号）には次の書類を添付するものとする。

①	（建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅） 第6条第1項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び同条第4項の規定による確認済証の写し （上記以外の住宅） 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図（内装材の補助を申請する場合は、該当箇所を平面図・展開図等への色付け等により示すこと）
④	構造材（柱・土台・横架材）使用量計算書（様式第7号の1）、羽柄材使用量計算書（様式第7号の2）、構造用合板使用量計算書（様式第7号の3）、内装材使用面積計算書（様式第7号の4）のうち、該当するもの
⑤	工事請負契約書の写し（申込者と建築主、建築場所、契約金額等が分かる部分）
⑥	口座振込依頼書兼債権者登録票（別紙様式） 登録する通帳の写し（表紙や表紙の裏などで、名義人名「漢字」及び「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ） ※過去に県の機関に提出している場合は、提出の必要はありません。（県庁県産材流通課若しくは申請書を提出する農林事務所林業課に問い合せてください。）

別表3（第8条関連）実績報告書の提出

実績報告書（様式第8号）には次の書類を添付するものとする。

①	<p>工事着手日が確認できる書類          （建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅等）          第6条第1項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び同条第4項の規定による確認済証の写し          （上記以外の住宅等）          建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し</p>
②	<p>申請住宅の建築場所を示した位置図</p>
③	<p>申請住宅の各階の平面図（内装材の補助を申請する場合は、該当箇所を平面図・展開図等への色付け等により示すこと）</p>
④	<p>構造材（柱・土台・横架材）使用量計算書（様式第7号の1）、羽柄材使用量計算書（様式第7号の2）、構造用合板使用量計算書（様式第7号の3）、内装材使用面積計算書（様式第7号の4）のうち、該当するもの</p>
⑤	<p>全ての木材の使用が確認できる書類及び「性能表示材」又は「ぎふ証明材」であることを証明する書類（申請住宅ごとの出荷証明書を取得すること）          （例：納品書、出荷証明書）</p>
⑥	<p>住宅用県産材高騰対策緊急支援事業補助住宅等概要書（様式第9号）</p>
⑦	<p>補助対象となる部材の代金について木材事業者等に支払いを完了したことがわかる書類          例）・振込通知書の写し</p>
⑧	<p>補助予定額を建築主に還元したことがわかる書類          例）・変更契約書の写し（補助金額分が減額されていることが分かる内訳書を添付）          ・振込通知書の写し（補助金額分を全額振込んだもので、手数料等を申込者が負担しているもの）</p>
<p>※交付申請書の提出から申請内容に変更がない場合は上記①から③の添付は不要とする</p>	